

順天堂大学学則

昭和26年 4月 1日
規第26—2号
昭和27年 4月 1日
昭和29年 9月 1日
昭和31年 4月 1日
昭和34年 4月 1日
昭和36年 4月 1日
昭和37年 4月 1日
昭和38年 4月 1日
昭和39年 4月 1日
昭和43年 4月 1日
昭和44年 4月 1日
昭和45年 4月 1日
昭和46年 4月 1日
昭和47年 4月 1日
昭和47年11月29日
昭和49年 4月 1日
昭和50年10月29日
昭和51年 4月 1日
昭和51年 7月28日
昭和53年 1月 1日
昭和53年12月 1日
昭和55年 4月 1日
昭和56年 4月 1日
昭和57年 4月 1日
昭和58年10月 1日
昭和59年10月 1日
昭和60年 4月 1日
昭和60年 7月 1日
昭和61年 4月 1日
昭和62年 4月 1日
昭和63年 4月 1日
昭和63年 5月 1日
平成元年 4月 1日
平成 2年 5月 1日
平成 3年 4月 1日
平成 3年 7月 1日
平成 3年10月 1日
平成 4年 4月 1日
平成 5年 4月 1日
平成 6年 4月 1日
平成 6年 8月 1日
平成 8年 4月 1日
平成 9年 4月 1日
平成11年 4月 1日
平成12年 4月 1日
平成13年 4月 1日
平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日
平成18年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成19年 6月 1日
平成20年 4月 1日
平成21年 4月 1日
平成21年10月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 4月 1日
平成24年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成27年 7月 1日
平成28年 4月 1日
平成28年 4月 1日
平成28年 4月 1日
平成29年 4月 1日
平成30年 4月 1日
平成30年 7月 1日
平成31年 4月 1日
令和 2年 8月 1日
令和 2年10月 1日
令和 3年 4月 1日
令和 3年 4月 1日
令和 3年 4月 1日
令和 3年 8月 1日
令和 4年 4月 1日
令和 5年 4月 1日
令和 5年 4月 1日

令和5年4月1日
 令和5年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年4月1日
 令和6年6月26日
 令和6年10月1日
 令和7年4月1日
 令和7年4月1日
 改正：令和7年6月1日

第1章 目的・使命、内部質保証及び情報公開

(目的及び使命)

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、国際教養学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学、健康データサイエンス学及び薬学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、人材養成その他の教育研究上の目的を、各学部規程に定める。

(内部質保証)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本学の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

(情報公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、ホームページや刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって情報公開を行う。

第2章 教育組織

(学部学科の組織)

第4条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科
- (7) 医療科学部 臨床検査学科 臨床工学科
- (8) 健康データサイエンス学部 健康データサイエンス学科
- (9) 薬学部 薬学科

(入学定員及び収容定員)

第5条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	600	2,400

医療看護学部	看護学科	220	880
保健看護学部	看護学科	160	640
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480
医療科学部	臨床検査学科	110	440
	臨床工学科	70	280
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科	100	400
薬学部	薬学科	180	1,080
合 計		2,025	8,670

(大学院の設置)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第3章 職員組織

(役職)

第7条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に副学長、学長補佐及び学長特別補佐を置くことができる。

4 副学長、学長補佐及び学長特別補佐に関する事項は別に定める。

5 本学の各学部に学部長及び必要に応じて副学部長・学部長補佐を置く。

6 本学大学院の各研究科に研究科長及び必要に応じて副研究科長・研究科長補佐を置く。

(教職員)

第8条 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員、その他必要な教職員を置く。

2 本学に名誉教授、特任教員、客員教員を置くことができる。これらについては、別に定める。

第4章 教授会

(教授会の組織及び運営)

第9条 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるもののほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

4 学長は、教授会に出席し、意見を述べることができる。

5 学部長が必要と認めるときは、教授会構成教員以外に、他の教職員を出席させることができる。

(教授会の招集)

第10条 教授会は、学部長が招集して、その議長となる。学部長に事故あるときは、学長又は学部長が議長代理を指名する。

2 教授会は、毎月1回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開くことができる。

(教授会の審議結果の報告)

第11条 学部長は、教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第5章 大学協議会

第12条 本学に教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長が招集して、その議長となる。

3 この学則に定めるもののほか、大学協議会については、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長が必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。

(学期)

第14条 学年を次の学期に区分する。ただし、学長が必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業日時数)

第15条 1年間の授業日時数は、各学部において毎年度学部長が定める。

(休業日)

第16条 定期休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 創立記念日 5月15日

(3) 春季休業 3月21日から4月10日まで

(4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

第7章 修業年限及び在学年限

第17条 修業年限は、医学部及び薬学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部及び薬学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

第8章 入学、編入学、休学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年始めとする。ただし、教授会の議を経て学長が後期の入学を認めることがある。

(入学の資格)

第19条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条 入学志願者は、各学部所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、別に定める。ただし、受験票交付後、既納の入学検定料は返還しない。

(入学者の選考)

第21条 第19条の資格を有する者について別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可すべ

き者を決定する。

(入学の手続)

第22条 入学の手続きを行う者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金並びに授業料及びその他の納入金を納めなければならない。

2 入学金は、別表1-1に定める。ただし、既納の入学金は返還しない。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第24条 各学部編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第25条 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の議を経て学長が転入学を許可することがある。

2 転入学時の手続は、入学時に準ずる。

(保証人)

第26条 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、授業料及びその他の納入金の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

(休学)

第27条 学生が病気その他のやむを得ない事由によって、継続して3月以上修学することができないときは、その理由を明記し、保証人連署のうえ、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 病気による休学の場合には、医師の診断書を必要とする。

3 本学において、特に必要があると認められた者には、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることがある。

4 休学期間は、継続して1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、学長の許可を得て、引続き更に1年ずつ2年間（連続して最長3年間）に限り、期間を延長することがある。

5 休学期間の通算年限は、第17条第1項に定める修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は、在学年限に算入しない。

7 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

(復学)

第28条 休学者は、休学の事由が消滅したときは、直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が教授会の意見を聴いて指示を与える。

(留学)

第29条 本学が協定又は認定した外国の大学において授業科目を履修しようとする者は、所定の留学願を提出し、許可を得て留学することができる。

2 前項による留学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、引き続き1年に限り、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、修業年限に算入する。

4 留学により修得した単位は、第42条の規定により取り扱う。

5 留学に関するその他の事項は、別に定める。

(転部)

第30条 他の学部編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

(転学)

第31条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行なわなければならない。

(退学及び再入学)

第32条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第17条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者
- (3) 第27条に定める休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

第9章 出席及び欠席

(出席)

第34条 学生は、各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

(欠席)

第35条 欠席者は、その理由を速かに届出なければならない。

- 2 病欠欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

第10章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第36条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 各学部は、学生に対して教育課程の編成及び授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。
- 3 各学部の教育課程、履修方法及び進級要件は、各学部規程に定める。

(教職課程)

第37条 本学に教職課程を置く。

- 2 教育職員の免許状取得を希望する者は、各学部規程に定める授業科目について、授与を受けようとする免許状の教科又は種類に応じて必要な科目の単位を修得しなければならない。

(単位)

第38条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第三項に規定する授業の方法に応じ、教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ゼミナール、卒業論文及び卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の付与)

第39条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験その他の教授会が定める適切な方法により学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

- 2 認定した単位の取消しは行わない。
- 3 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部規程に定める。

(メディア授業)

第40条 教授会が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業方法により履修する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える学部については、前項の授業方法による授業を除いて64単位以上（医学部は128単位以上、薬学部は126単位以上）修得していれば、60単位を超えることができる。

(他学部開講授業科目の履修等)

第41条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に他学部の授業科目を履修させることができる。他学部開講授業科目の履修について必要な事項は、各学部規程に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第42条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修することを許可することがある。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生に休学することなく当該外国の大学等の授業科目を履修することを許可することがある。
- 3 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に休学して外国の大学等の授業科目を履修することを許可することがある。
- 5 前四項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（本学以外の大学等における学修の単位認定）

第43条 前条の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は合わせて60単位を超えないものとする。

（成績評価基準等の明示）

第44条 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価を行う。

（成績評価）

第45条 授業科目の成績評価は、次のとおりとする。

指標	合格				不合格
	S	A	B	C	
評価	S	A	B	C	D
素点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を修得したものと認める。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことができる。ただし、再試験の評価は「C」とする。

第11章 卒業及び学士の学位授与

（卒業の認定）

第46条 学長は、第17条に定める修業年限以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

（学位の授与）

第47条 卒業した者に対して学士の学位を授与する。

- 2 学位については、別に定める。

第12章 授業料及びその他の納入金

（授業料等）

第48条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費（以下、授業料及びその他の納入金という。）を次の期日までに納入するものとする。ただし、前期の期日までに年額を納入することもできる。

前期 4月30日までに年額の2分の1以上

後期 10月31日までに残額

- 2 授業料及びその他の納入金の年額は別表1-2に定める。
- 3 保健師課程又は助産師課程に関する実習を受講する場合には、別表1-3に定める金額を実験実習費に加算する。
- 4 教職課程に関する実習を受講する場合には、各学部が別に定める金額を実験実習費に加算する。

（休学又は留学中の授業料等）

第49条 休学中の者は、入学から1年間を除き、休学期間中は、授業料及びその他の納入金に代えて在籍料を納めるものとする。

- 2 留学中の者は、留学期間中は、別に定めるところにより、授業料及びその他の納入金に代えて在籍料を納めるものとする。
- 3 在籍料については別に定める。

（転学、退学又は除籍者の授業料等）

第50条 転学、退学又は除籍の場合であっても、その学期に属する分の授業料及びその他の納入金は、納付しなければならない。ただし、学生が第48条第1項に規定する納期までに退学を願い出た場合は、その学期に属する分の授業料及びその他の納入金のうち退学当月の翌月以降の分を月割により免除する。

(停学者の授業料等)

第51条 停学を命ぜられた場合であっても、その期間中の授業料及びその他の納入金は、納付しなければならない。

(授業料等未納者の試験の受験等)

第52条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、試験の受験及び証明書の請求ができない。

(納付した授業料等)

第53条 既納の授業料及びその他の納入金は、返還しない。ただし、第22条に規定する入学手続きに係る取扱いはこの限りではない。

第13章 専攻生

第54条 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については、別に定める。

第14章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生

(研究生)

第55条 本学の特定の分野につき研究しようとする者に対しては、教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

2 研究生の資格は、各学部卒業と同一程度とする。

3 研究生は、所定の入学金及び研究料を納入しなければならない。

4 研究生の細目については、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 本学の特定の授業科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、教授会において選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は、所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については、別に定める。

(聴講生)

第57条 本学の特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教授会において選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生は、所定の入学金及び聴講料を納入しなければならない。

3 聴講生の細目については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学の特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生は、所定の聴講料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別聴講学生の細目については、別に定める。

(外国学生)

第59条 外国人で第20条から第22条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

3 第19条、第21条及び第48条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日 文部大臣裁定）に基づき入学する外国学生については、入学検定料、入学金、授業料及びその他の納入金を徴収しない。

(研究生等に関する規定)

第60条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生に対しては、本章のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

第15章 学寮

第61条 本学に学寮を置く。

2 寮則については、別に定める。

第16章 附属施設

第62条 医学部に附属病院を置き、附属病院については別に定める。

2 スポーツ健康科学部に体育館を置き、体育館については別に定める。

3 薬学部に薬用植物園を置き、薬用植物園については別に定める。

4 本学に学術メディアセンター並びに教育研究に必要な機構、研究所及びセンターを置き、学術メディアセンター、機構、研究所及びセンターについては別に定める。

第17章 厚生保健

第63条 厚生保健については、別に定める。

第18章 賞罰

(表彰)

第64条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第65条 学生で、学生の本分にもとり、この学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。

3 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3ヶ月以内の場合には修業年限に算入することができる。

4 その他懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第19章 奨学制度

第66条 本学に奨学制度を置き、奨学制度については別に定める。

第20章 学則の改廃

第67条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。医学部規定第2節試験履修及び卒業の規定は昭和31年度以降入学者に適用する。昭和30年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。体育学部規定は昭和34年度以降入学者より適用する。昭和33年度以前入学者は従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。第100条、第101条、第111条の規定は、昭和42年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。第68条、第69条、第73条、第74条、第81条、第92条の規定は昭和43年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。第69条、第70条、第74条、第75条、第82条の規定は昭和44年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。第2条、第47条、第70条、第74条、第75条、第82条、

第92条、第96条第2項、第97条、第98条、第100条、第102条、第105条の規定並びに別表第1、別表第2、別表第3は、昭和45年以前の入学者に対しては従来の規定による。

附則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和47年11月29日から施行する。

附則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。第15条、第31条及び第34条の規定は、昭和48年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附則

この学則は、昭和50年10月29日から施行する。

附則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和51年7月28日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第1項、第31条第2項、第34条の規定は、昭和51年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和53年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第2項及び第34条の規定は、昭和53年度入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和53年12月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第1号・第2号の規定は、昭和54年度入学者から適用し、昭和53年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第31条第2項の規定は、昭和55年度入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

昭和51年度 490名

昭和52年度 500名

昭和53年度 510名

昭和54年度 520名

昭和55年度 530名

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第94条別表第2(1)・(2)、第98条、第102条及び第113条第1項第1号の規定は、昭和56年度入学者から適用し、昭和55年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第2号の規定は、昭和57年度入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和58年10月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、第31条第2項の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第70条、第74条、第75条の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第34条第2号の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第31条第2号の規定は、平成元年度入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

2 第31条第3項に規定する施設設備費については、昭和63年度以前の入学者に対しては次のとおりとする。

	医学部	体育学部
昭和62年度以前	154万5千円	20万6千円
昭和63年度	154万5千円	25万8千円

3 第47条に定める体育学部体育学科並びに健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	体育学科	健康学科
平成元年度	500名	200名
平成2年度	600名	240名
平成3年度	700名	280名

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第27条第2号、第31条第2項、第93条、第94条、第95条、第97条、第98条、第100条、第102条及び第113条の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第93条別表第1、第94条別表第2及び第3は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第31条第3項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第31条、第47条、第92条、第93条、第94条別表第1及び第2、第95条、第96条、第97条、第98条、第100条、第101条、第102条、第106条、第110条、第113条、第114条、第116条の規定は、平成5年度スポーツ健康科学部入学者から適用し、平成4年度以前の体育学部入学者に対しては従前の規定による。

2 第47条に定めるスポーツ健康科学部各学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	スポーツ科学科	スポーツマネジメント学科	健康学科
平成5年度	120名	80名	80名
平成6年度	240名	160名	160名
平成7年度	360名	240名	240名

附 則

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第27条、第37条、第69条

から第82条、第83条から第91条、までの改正規定は、平成6年度医学部入学者から適用し、平成5年度以前の医学部入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第14条第2項、第15条第2項及び第31条第3項と第4項の規定は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第98条は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第94条、第115条及び第116条は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。
平成16年度 100名
平成17年度 200名
平成18年度 300名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科

平成17年度	610名
平成18年度	660名
平成19年度	710名
平成20年度	760名

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成18年度	400名
平成19年度	600名
平成20年度	700名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成29年度までは緊急医師確保対策に基づく定員5名を内数として含み平成30年度以降は含まないものとし、また、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成21年度	560名
平成22年度	580名
平成23年度	600名
平成24年度	620名
平成25年度	640名

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める保健看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成22年度	120名
平成23年度	240名
平成24年度	360名

- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成22年度	589名
平成23年度	618名
平成24年度	647名
平成25年度	676名
平成26年度	705名

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成23年度	619名
平成24年度	649名
平成25年度	679名
平成26年度	709名
平成27年度	719名

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 この学則による改正後の学則第118条、第120条、第124条及び第126条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 4 この学則による改正後の学則第94条及び第116条の2の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 5 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成24年度	650名
平成25年度	681名
平成26年度	712名
平成27年度	723名
平成28年度	725名

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第15条及び第31条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成25年度	684名
平成26年度	718名
平成27年度	732名
平成28年度	737名
平成29年度	741名

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める国際教養学部国際教養学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学科

平成27年度	120名
平成28年度	240名
平成29年度	360名

3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成27年度	735名
平成28年度	743名
平成29年度	750名
平成30年度	756名
平成31年度	759名

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第31条に定める保健看護学部実験実習費は、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成28年度	746名
平成29年度	756名
平成30年度	765名
平成31年度	771名
平成32年度	777名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科、スポーツマネジメント学科、健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科

スポーツマネジメント学科

健康学科

平成29年度	820名	290名	290名
平成30年度	880名	300名	300名
平成31年度	940名	310名	310名

3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成29年度	763名
平成30年度	779名
平成31年度	792名
平成32年度	805名

平成33年度 815名

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成31年度までは新成長戦略等に基づく定員35名を含んだ140名を定員とし、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
平成30年度	140名	782名
平成31年度	140名	798名
平成32年度	105名	779名
平成33年度	105名	757名
平成34年度	105名	732名
平成35年度	105名	700名
平成36年度	105名	665名

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める国際教養学部国際教養学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学科

平成31年度	600名
平成32年度	720名
平成33年度	840名

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第94条、第95条、第96条、第98条、第113条及び第115条の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 第47条に定める保健医療学部理学療法学科、診療放射線学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	理学療法学科	診療放射線学科
平成31年度	120名	120名
平成32年度	240名	240名
平成33年度	360名	360名

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員は、令和2年度については医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置の活用に伴う期限を付した収容定員の減員により、臨時的に入学定員1名を減じた104名を入学定員とし、令和3年度に入学定員を105名に戻す。総定員は学年進行完成まで次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和2年度	104名	778名
令和3年度	105名	756名
令和4年度	105名	731名
令和5年度	105名	699名
令和6年度	105名	664名
令和7年度	105名	629名
令和8年度	105名	630名

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和3年度までは臨時定員31名を含んだ136名を入学定員とする。但し、令和2年度の入学定員については、医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置の活用に伴う期限を付した収容定員の減員により、臨時的に入学定員1名を減じた135名を入学定員とする。
- 3 令和2年度から令和8年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和2年度	135名	809名
令和3年度	136名	818名
令和4年度	105名	793名
令和5年度	105名	761名
令和6年度	105名	726名
令和7年度	105名	691名
令和8年度	105名	661名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第1条、第2条、第5条、第47条及び第3章の改正規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

3 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科 スポーツマネジメント学科 健康学科 スポーツ健康科学科

令和3年度	750名	240名	240名	600名
令和4年度	500名	160名	160名	1,200名
令和5年度	250名	80名	80名	1,800名

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第31条の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和4年度までは臨時定員33名を含んだ138名を入学定員とする。

3 令和4年度から令和9年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
令和4年度	138名	826名
令和5年度	105名	794名
令和6年度	105名	759名
令和7年度	105名	724名
令和8年度	105名	694名
令和9年度	105名	663名

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医療科学部臨床検査学科、臨床工学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

臨床検査学科 臨床工学科

令和4年度	110名	70名
令和5年度	220名	140名
令和6年度	330名	210名

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第47条に定める医療看護学部及び保健看護学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療看護学部 保健看護学部

令和4年度	820名	490名
令和5年度	840名	500名
令和6年度	860名	510名

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第47条に定める健康データサイエンス学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

健康データサイエンス学部

令和5年度	100名
令和6年度	200名
令和7年度	300名

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和5年度までは臨時定員35名を含んだ140名を入学定員とする。

3 令和5年度から令和10年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

医学部医学科

	入学定員	総定員
--	------	-----

令和5年度	140名	829名
令和6年度	105名	794名
令和7年度	105名	759名
令和8年度	105名	729名
令和9年度	105名	698名
令和10年度	105名	665名

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第144条の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第31条の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 第47条に定める薬学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

薬学部

令和6年度	180名
令和7年度	360名

令和8年度	540名
令和9年度	720名
令和10年度	900名

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める保健看護学部^{保健看護学部}の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

令和6年度	540名
令和7年度	580名
令和8年度	610名

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和6年度までは臨時定員35名を含んだ140名を入学定員とする。
- 3 令和6年度から令和11年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

	医学部医学科	
	入学定員	総定員
令和6年度	140名	829名
令和7年度	105名	794名
令和8年度	105名	764名
令和9年度	105名	733名
令和10年度	105名	700名
令和11年度	105名	665名

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第118条の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第130条の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年6月26日から施行する。
- 2 スポーツ健康科学部スポーツ科学科、スポーツマネジメント学科及び健康学科は、在籍する学生がいなくなったことから、これを廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第130条第1項の別表第7（1）及び（2）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第130条第1項の別表7（1）に規定する国際共修科目については令和5年度以前の入学者に対しても適用できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第47条に定める医学部医学科の入学定員については、令和7年度までは臨時定員33名を含んだ138名を入学定員とする。
- 3 令和7年度から令和12年度までの入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

	医学部医学科	
	入学定員	総定員
令和7年度	138名	827名
令和8年度	105名	797名
令和9年度	105名	766名

令和10年度	105名	733名
令和11年度	105名	698名
令和12年度	105名	663名

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、令和7年6月1日から施行する。

別表1-1 入学金

学部	入学金
医学部	200万円
スポーツ健康科学部	20万円
医療看護学部	30万円
保健看護学部	30万円
国際教養学部	30万円
保健医療学部	30万円
医療科学部	30万円
健康データサイエンス学部	20万円
薬学部	30万円

別表1-2 授業料及びその他の納入金（年額）

学部	項目	1年次	2年次以降
医学部	授業料	70万円	200万円
	施設設備費	20万円	86万円
	教育充実費	—	72万円
スポーツ健康科学部	授業料	70万円	70万円
	施設設備費	35万円	35万円
	教育充実費	20万円	20万円
医療看護学部	授業料	90万円	90万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	35万円	35万円
保健看護学部	授業料	90万円	90万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	14万円	42万円
国際教養学部	授業料	100万円	100万円

	教育充実費	25万円	25万円
保健医療学部	授業料	100万円	100万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	15万円	48万円
医療科学部	授業料	100万円	100万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	15万円	48万円
健康データサイエンス学部	授業料	100万円	100万円
	施設設備費	30万円	30万円
	教育充実費	10万円	10万円
薬学部	授業料	140万円	140万円
	施設設備費	30万円	30万円
	実験実習費	30万円	30万円

別表1-3 保健師課程又は助産師課程に関する実習の実験実習費加算額

	医療看護学部	保健看護学部
保健師教育に関する実習を受講する場合	5万円	5万円
助産師教育に関する実習を受講する場合	35万円	—